

[4] 給与等の内容

1. 基準年度の給与等支給額

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度の給与等支給額をいいます。

2. 給与等支給額

国内雇用者（法人の使用人のうち国内の事業所に勤務する雇用者をいい、役員の特典関係者や使用人兼務役員を除く）に対して支給する給与等（退職手当を除く）をいいます。

ただし、給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合には、給与等支給額から控除します。

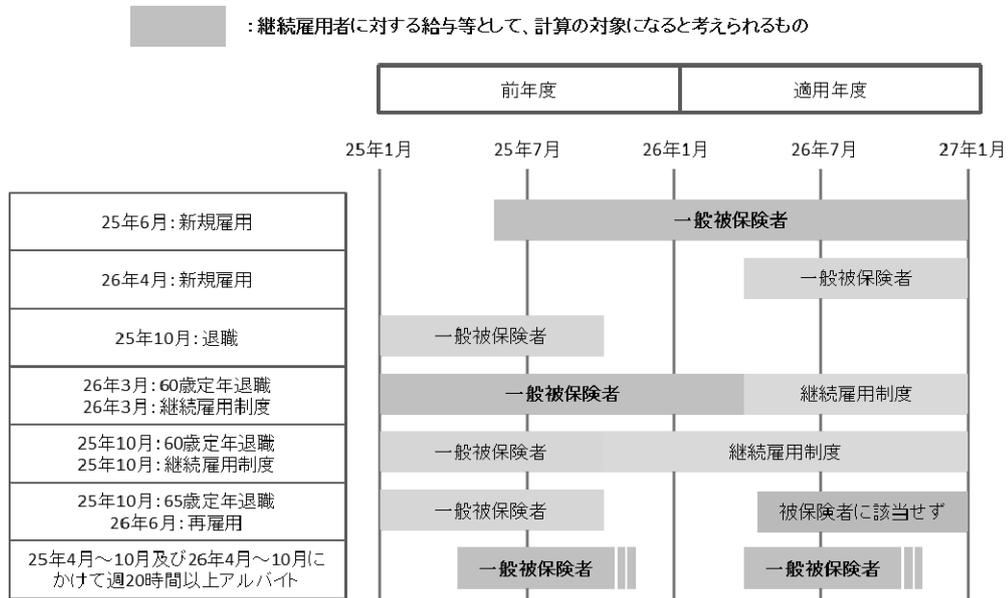
3. 平均給与等支給額（改正点）

継続雇用者に対する給与等の金額を、対象事業年度（適用事業年度又はその前事業年度）における給与等の月別支給対象者数を合計した数で除した金額をいいます。

※継続雇用者に対する給与等

適用事業年度及びその前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者に対する給与の支給額（ただし、雇用保険法の一般被保険者に対する給与等に限る。）とされています。

以下の図の例をご参照ください。



図の上から 1, 4, 7 番目のものは、計算の対象となると考えられます。

ご不明な点等がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者にご連絡くださいますよう、お願いいたします。